資産活用のヒントをお届けします

発 行 ベイヒルズ 税 理 士 法 人

BAY HILLS

2018年8月 第 242 号

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX横浜ビル6階

TEL: 045-450-6701 FAX: 045-450-6706

HP: http://www.bayhills.co.jp

18年路線価!全国平均

路線価、今年の傾向は

●全国平均、上昇は 3 年連続!

全国平均はリーマン・ショック以来8年ぶりにプラ スに転じた昨年(0.4%上昇)に続き、3年連続の上 昇で、伸び率も拡大しています。4月発表の公示地価 の全国平均も3年連続の上昇となっており、地価の上 昇傾向が顕著に。

どうなる?地価と相続税

▶自社株贈与を検討する方へ

路線価は贈与税の算定の基礎になるので、路線価の発 表を見てから、今年の贈与を検討する人、事業承継で自 社株を後継者に贈与する株数を決定する経営者もいま す。昨年から自社株の類似業種比準価格の計算方式が改 正になったこともあり、今回の路線価発表を機に株価を 再試算することをお勧めします。

●基礎控除縮小で課税割合アップ!

2015 年の改正により、相続税の課税割合は 4%台 から急増して 16 年は 8.1%に。東京国税局だけでみる と 12.8%です。 /ユエ前レ**ド較すると**〉

(以上則と比較すると)				
	2014年	2016年		
被相続人数	127万3,004人	130万7,748人		
申告書提出 被相続人数※	5万6,239人 (1万6,895人)	10万5,880人 3万1,011人)		
課税割合	4.4%	8.1%		
課税価格	11兆4,766億円	14兆7,813億円		
税額	1兆3,908億円	1兆8,681億円		
被相続人1人 当たり課税価格	2億407億円	1億3,960億円		
被相続人1人 当たり税額	2,473万円	1,764万円		

※上段は相続税額のある申告、下段は相続税額のない申告

●ゼロ申告に影響が出る?

2016 年では相続税額がない申告書の提出が全体の 3 割の約3 万件あります。特例を利用するには税額が ゼロでも申告が必要なためで、代表的なものには「小規 模宅地等の特例」があります。一定要件を満たせば、自 宅や事業用地の評価減ができるもので、相続税節税への 関心の高まりから注目されていました。ところが、この 特例の適用条件が今年から厳しくなります。

〈小規模宅地等の特例とは〉

		故人が住んでいた 自宅土地	賃貸アパートや 駐車場の土地
土地の評価減		330㎡まで 80%減	200㎡まで 50%減
相続人の条件		故人の配偶者	3 0 7 0 119 C
		同居親族 別居親族(家なき子)※	故人の親族
適用状況 (2015年)	件数	6万7,325件	2万3,819件
		申告全体の50.6%	同17.9%
(20134)	減額	1兆354億円	2,127億円

※故人に配偶者、同居していた法定相続人がいない場合に限る

●「家なき子」になるために?

「家なき子」として80%の評価減をとるために、自 宅に住んだまま名義を子や同族会社に移すなどの対策 は、自宅を持っているのと変わらないと問題視されてい ましたが、今回の条件の厳格化により対策効果が封じら れたことに。

。 家なき子や事業の要件が厳しくなった〉

120.0.0	」でデネツ女子が成してなった/		
	「家なき子」と 認められるには	賃貸アパートや駐車場 で特例を使うには	
これまで	相続前3年間、自分 か配偶者所有の家に 住んでいない	相続直前に貸付事業をしている	
今年4月 以降	相続前3年間、自分か 配偶者、3親等以内 親族、特定関係法人 が所有する家、自分が 過去に所有した家に 住んでいない	相続まで 3年超 に わたり貸付事業を している (事業的規模なら 直前でも可)	

●こんな節税対策は要注意!

「家なき子」になるため、自分の持ち家を子に贈与し たり、同族会社に売却した人、親に買ってもらった親名 義の家に住んでいる人も適用がなくなります。せっかく の節税対策が無駄になり、都心の一等地なら路線価アッ プもあって、数千万円単位で税額が増えるケースも。

<親と同居が増えそう?> 改正を機に親と同居を考え る人も出てきそう。ただし、家族を持ち家に残して自分だけ が親と同居する場合は要注意。住民票を写すなど形式を 整えても実態が判断されるため、認められない可能性も。

●付け焼刃の対策に網が!

賃貸アパートや駐車場の減額特例も適用条件が厳し くなりました。事業的規模でない限り、相続直前に地価 の高い賃貸アパートや駐車場を買って、特例で申告し、 すぐ売却するような節税対策は見直しを余儀なくされ ています。

ベイヒルズ税理士法人では、相続税を始めとする資産税に関して、ご相談を承っております。 経験・知識豊富な専任スタッフが、資産税に関するあらゆることに対応させていただきます。 どうぞお気軽にお問い合わせください。

資産税課専用

0120-045-513